

令和7年度 弘前大学基金「トヨペット未来の青森県応援事業」募集要項

(設立趣旨)

本事業は、青森トヨペット株式会社からの寄附を原資として、経済的支援により更なる飛躍が期待される本学学生に対し 修学支援金を給付することで、多様な分野で活躍する有用な人材を青森県内に輩出することを目的として設立されました。

(応募資格)

次の各号の全てに該当する者。

1. 日本国籍を有する本学の学部に進学する2年次以上の学生で、年次ごとに相応の修得単位数があり、標準修業年限で卒業が見込まれる者。
2. 家計支持者（父母等）の収入・所得額が日本学生支援機構第一種奨学金基準（学部用）以下の者であり、経済的理由により修学が困難であること。
3. 本学における累積 GPA の値が 2.5 以上の者。
4. 本学を卒業後に青森県内に就職を希望していること。

☒編入学等で本学での修得単位がない場合は応募できません。

☒他の奨学金（給付・貸与）受給による応募制限はありません。

(募集人数) 4名

(支給内容) 奨学金 25万円 給付

(申請方法)

Forms から申請 (<https://forms.office.com/r/t1CRmViV8A>)

- ①弘前大学基金「トヨペット未来の青森県応援事業」申請書
- ②「トヨペット未来の青森県応援事業」奨学金 家計確認書類」に記載されている事項についての入力、及び必要書類のアップロードが必要です。



(募集締切) 令和7年7月24日(木) 17:00 厳守

(採用スケジュール)

令和7年9月上旬 採用決定

令和7年9月中旬～10月中旬 採用者授与式

令和7年10月下旬 奨学金振込

※後日、採用者には寄附者（青森トヨペット株式会社）へお礼状を作成していただきます。

(選考方法)

提出された申請書類に基づいて、選考委員会において選考を行います。

本奨学金申請に関して収集した個人情報に関しては、学生支援業務のために利用します。法令に定められた例外を除き、利用者の同意なく第三者に提供に提供することはありません。

なお、学生等に係る個人情報の取扱いについては「弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて」を定め、個人情報を保護しています。

弘前大学基金「トヨペット未来の青森県応援事業」 申請書

令和 年 月 日

トヨペット未来の青森県応援事業 選考委員会 御中

所属	学部・学科		学年	学籍番号
	学部	学科 課程		
ふりがな				電話番号(携帯電話番号)
本人氏名				
生年月日	西暦	年	月	日生(満 歳)
現住所	〒			E-mail
出身 都道府県				

家計 世帯 状況	就学者以外	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	給与等収入額	給与等以外 所得額	
		父				万円	万円	
		母						
	就学者		氏名	設置者	学校名	学年	通学区分	
		本人		国・公・私	弘前大学	年	自宅・自宅外	
				国・公・私		年	自宅・自宅外	
				国・公・私		年	自宅・自宅外	
				国・公・私		年	自宅・自宅外	
	特別 控除	☐ 母子・父子世帯である(死亡・生別(西暦 年 月)) ☐ 障害者がいる ☐ 長期療養者がいる ☐ 主たる家計支持者が別居している ☐ この1年間に火災・風水害・盗難等の被害を受けた						

奨学金の 受給状況	☐ 日本学生支援機構の奨学金を利用中である。 給付奨学金(区分:) 第一種貸与奨学金(貸与額 円/月) 第二種貸与奨学金(貸与額 円/月)
	☐ 日本学生支援機構以外の奨学金を利用中である。
	奨学金名 (給付・貸与 額 円/月)
	奨学金名 (給付・貸与 額 円/月)

奨学金を必要とする理由

--

在学中の学修及び研究計画

--

本学を卒業後に希望する進路、また将来青森県内でどのような職業に就きたいと思うか。

--

大学記入欄

累積
GPA

--

別紙

「トヨペット未来の青森県応援事業」奨学金 家計確認書類

弘前大学基金「トヨペット未来の青森県応援事業」に申請する者は、家計確認書類として以下の証明書類のアップロードが必要となります。

【収入に関する証明書類の提出】

本奨学金申請時点での、父母それぞれの収入状態について、以下の表①～⑨に該当するものの全てを提出すること。

ただし、父母いずれか一方しかいない等の場合は、父又は母の証明書類の他に、就学者以外の同一生計者の証明書も必要となります。

収入状態		必要書類
①給与を受けている場合	令和6年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	令和7年所得課税証明書
	令和6年1月2日以降に就職・転職あり	令和7年所得課税証明書 年収見込証明書(勤務先発行)又は 直近3か月以上の給与明細コピー(勤務先発行)
②商店・農業等を営んでおり、または報酬等の受取りがあり確定申告している	令和6年1月1日以前から同じ業務形態	令和7年所得課税証明書
	令和6年1月2日以降開業したもの	令和7年所得課税証明書 直近3か月以上の帳簿等のコピー
③傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書のコピー
④雇用保険基本手当(失業保険)を受給中		雇用保険受給資格者証のコピー
⑤年金を受給中(※遺族年金含む)		年金振込通知書のコピー又は年金額改定通知書のコピー
⑥生活保護を受給中		生活保護決定(変更)通知書のコピー
⑦祖父母又は親戚等からの援助金や離婚後の養育費等		援助の年額の証明 (様式自由:援助者が作成し署名・押印)
⑧各種手当(児童扶養手当, 児童手当等)を受給中		受給金額が記載された通知書のコピー(役場等発行)
⑨令和6年1月2日以降に退職・廃業し、その後無職・無収入		退職日が記載された源泉徴収票(写)又は、離職票のコピー(ハローワーク発行)又は、退職証明書(退職した勤務先発行)又は、廃業届受理証明のコピー(役場等発行)又は、破産手続き開始決定通知コピー(裁判所発行)

＜特別控除に関する証明書類＞

世帯の状況において、該当する控除を希望する場合は、証明書類を提出することにより、収入額からの控除を行うことができます。

世帯状況	必要書類
①家族の中に障害のある人(常に就床を要する介護の必要な人等を含む)がいる	該当する場合は、障害者手帳等のコピー
②家計支持者が単身赴任等で別居している	別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の領収書(氏名記載があるもの)等のコピー、別居者の直近1か月の給与明細等、単身赴任が確認できる書類(辞令等) ※これら全ての提出が必要
③家族の中に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる	直近6か月分の領収書のコピー(長期療養を受けている者の氏名の記載がない領収書は不可)
④この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期(2年以上)にわたって支出の増加又は収入の減少がある(見込まれる)	被害を受けたことの証明書(罹災証明書等)のコピー及び被害により生じた実費を証明する領収書のコピー

＜その他の証明書類＞

世帯状況	必要書類
家族の中に高校生以上の就学者がいる場合	在学校の在学証明書又は学生証のコピー